

## 平成26年度 第7回豊田市商業振興委員会会議録（実名入り）

【日 時】 平成26年10月7日（火） 午後1時30分～4時30分

【場 所】 豊田市役所 南庁舎5階 南53会議室

【出席者】 〈委員〉

加藤 勇夫 [愛知学院大学名誉教授]  
河木 照雄 [豊田商工会議所副会頭]  
浅井 良隆 [コンサルティングオフィス アット・ドリーム]  
澤田 恵美子 [豊田市消費者グループ連絡会会長]  
尾崎 眞 [愛知学院大学商学部商学科教授 博士]  
服部 正雄 [トヨタ生活協同組合 特別顧問]  
河原 郁子 [とよた下町おかみさん会 平成24年度会長]  
杉田 雅子 [株式会社 杉田組 ブルーベリー事業部取締役]

〈事務局〉

小栗 保宏 [豊田市産業部長]  
寺澤 好之 [豊田市産業部副部長]  
三浦 浩 [豊田市産業部商業観光課長]  
長江 洋一 [豊田市商業観光課副主幹]  
鈴木 啓介 [豊田市商業観光課係長]  
山田 統裕 [豊田市産業部商業観光課主査]  
水野 宏美 [豊田市産業部商業観光課主査]

〈傍聴者〉

なし

### 【次 第】

開 会

- 1 部長あいさつ
- 2 会議の公開及び本日の審議スケジュールについて
- 3 委員長あいさつ
- 4 審議事項  
(1) 商業振興条例改正（案）について  
(2)
- 5 連絡事項
- 6 その他
- 7 閉 会

### 【会議録（要約）】

開会

- 1 会議の公開及び本日の審議スケジュールについて  
事務局から説明しました。

## 2 委員長あいさつ

委員長が、あいさつをされました。

## 3 審議事項

### (1) 商業振興条例改正（案）について

#### 【主な質疑応答】

##### 委員

条例が10年で失効ということで、条例は廃止なのか、延長で改正なのか全く新しいものになる予定はどうか。

##### 事務局

全体の中身を大きく構うという考え方はありません。その中で、ほぼ恒久的な部分、支援制度分の部分は分けて考えても良いかと思えます。従来型のものをベースにして新規で創る、あるいは暫定的に延ばすというやり方もあります。

##### 委員

平成17年4月1日の延長線上ではないわけですか。

##### 事務局

現在の条例は廃止になりますので、新しい条例を創るという考え方でいきます。

##### 委員

新商業振興条例となるのですか。

##### 事務局

名前はどうか分かりません。

##### 事務局

議会等の対応がある中で、理解のしやすさ、分かりやすさという事の中で、恒久的な部分と支援制度を分ける、場合によっては現在の条例の期限を延ばすなど、色々なケースがあります。

10年の実績と成果という部分もあります。

##### 委員

なぜ、10年という期限を切ったのですか。

##### 事務局

当時は、合併とがんばる商店街を前面に出して、新たな選択と集中の取組みを行っていくということで、中心市街地の部分もありました。10年の期限という前提だと見直しが出てきます。大きく理念的な条例で期限を定めず、時代の流れに色んな制度が付いていかないといけないという部分もあります。そういった部分は条例以外の部分で定めることも考えながら整理していきたいと考えています。

##### 委員

柔軟な対応であり、議会をスムーズに通すためのものですね。  
こちらとしては、内容が伴えば良いです。

#### 事務局

全く違うものをつくるのではなく、方向性は同じです。  
新しい条例のあり方については、3つほど選択肢があります。  
今回はどこをどう変えていくのか、変えるべきところはありますので、一旦整理し、みなさんに説明して審議していただきたいと思います。

目的の中で商業振興の重要な部分は、基本理念に持っていき、目的は、事業所の役割、必要な措置などであっさりとしたもので行きたいと考えています。

第2条で団体等の定義をしています。「まちづくり会社等」を規定していきたいです。今回の中活法の改正でまちづくり会社の役割というのが、見直しがされています。経済産業省、国土交通省の支援制度でまちづくり会社という用語を使用しています。

第3条の部分は内容が薄かったなので、重要なものを追加していきたいです。その他追記部分は他市町の条例を参考とし、第3次産業は変化の激しい事業であり、地域ニーズをとらえてどんどん革新していくという意味合いです。

第4条は市民の責務であります。

第5条は地域経済団体の責務で「地域における商業振興、商業機能維持のための具体策の立案、必要な措置」を位置付けしていきたいです。エリアマネジメント的な発想です。

第6条は国が平成22年に定めた地域商店街活性化法第1条目的の考え方の中から「地域住民のニーズに応じた事業活動」を拡大することを追記しました。

第10条の商業活性化推進交付金の対象事業者には、「まちづくり会社等」と分かりやすく明確に変更したいと考えています。

第11条では中活法の改正に伴い国の事業と連動して考えていきたいというもであります。

第2節は商業・サービス機能誘致奨励金であります。商業機能配置実行計画策定は廃止し、区域は別表で定めてようと考えています。また、対象となる業種は見直したいと考えています。現在、対象となる施設を調査して、今後の線引きを整理していきたいです。従来は市が計画を定めることになっていたが、なかなか進まないところもあり、実行計画を定めず区域だけを決めて行けばいいのかと考えています。類似する制度が新潟県にあり、それは条件があえば最大で4千万円というものがあり店舗改装の支援をしています。市で活性化要綱を定めて地域の人がエリアを定めて自分たちで重点的に取り組むエリアを定めて事業を行うものであり、市が支援しています。

対象となる業種は別表のとおりです。新潟県は飲食店を始め限定的に支援しています。網かけの部分は見直しをしていきたいと考えています。

第3節の助成措置においても、まちづくり会社の位置付けと中活法改正に伴う事項を整理していきたいと考えています。また、まちづくり構想はわかりにくく、削除していく方向で考えています。

**委員**

前回の商業振興委員会で提言した目標の「活力あるまちづくりの推進に向けた商業の活性化」と掲げましたが、この条例の基本理念の中に反映していただきたいです。

**事務局**

活力ある商業活動が及ぼす影響として、「市民生活」「地域社会の形成」「地域経済の向上」があり、商業の振興がこれに効いているという考え方であり、このことを整理してプランの提言のあった言葉を含めて理念としていきたいです。

**委員**

地域コミュニティとの連携というのが大きな理念となっていると考えますがいかがでしょうか。

**事務局**

連動するように文章を整理します。

**委員**

交付金事業と活性化計画を定めた補助事業の違いを明確となるよう定めたほうが良いかと思います。マニュアルで定めるか、何がポイントなのか分かりやすく示すべきだと思います。また、商店街からあがってくる活性化計画を見ると負担が大きい気がします。

商店街の人も分かりやすく運用の手引きみたいなものが必要かと思います。

**事務局**

商店街に説明する時は、ボリュームではなく、どうしてこの事業をやらなければいけないのか簡潔にまとめていただくようお願いしているが、事例を入れて説明していきたいと思います。まちづくり会社が行う交付金事業は国の認定を受けるなど条件をつけて連動していきたいです。

制度が使いやすく有効に活用できるよう、今回の意見を踏まえてわかりやすくやっていきたいと思います。

また、制度の持っている目的がありますので、目的達成のために制度を活用できるように形だけで申請でイベントを行うだけではなく、そもそも何を目指してやっているのか効果が出るように進めていくよう心掛けたいです。

**委員**

対象業種の産業分類の中で事業協同組合はないのですか。

また、機械器具小売業にパソコンや携帯のショップが含まれるのか確認いただきたいです。

**事務局**

違う条例で、規制するものもありますので確認します。

風営法の規制は規則で設けています。

**委員**

提言の施策方針がどこにつながるのか整合願います。  
誘致奨励金事業ですが、コンパクトシティ&ネットワークで例えば土橋駅周辺や若林駅周辺で商業機能を誘致しましょうと話があがった時にこの奨励金を使用したいという動きが出てきた時に、都市整備や総合計画とのすり合わせを行っておいて方が良くと思います。

**委員**

コンパクトシティによるまちづくりで成功している事例はあるのですか。

**委員**

この前まで青森にありました。

**事務局**

奨励金事業をどこで使うのか整理しなければいけないです。拠点地域核みたいなのところなのか、三河豊田駅周辺とか色々な核があります。優先順位もあるかと思っています。

**委員**

国が動いた時に市の仕組みで機能できなくなるとさみしいものであります。地域コミュニティを形成する上での対象とするかどうか整理しなければいけません。

**事務局**

これまで中心市街地以外を地域商業地として整理してきました。過去に事例はなかった中で今後どう考えていくかということです。  
農山村地域で核店舗を誘致するという考え方もあります。

**委員**

中心市街地ばかりではなく、周辺に大型店舗やアウトレットモールを作ってほしいと市民の声を聞きます。そうすると中心市街地が影響されてしまいます。

**委員**

そうすると、商業振興の大きなスキームの見直しが必要となってきてしまいます。

**事務局**

平成18年の3法の改正で、基本的に調整区域には、大規模店舗の立地は出来ないとされています。市街化区域の駅周辺の限られた区域のみになります。  
準工業地域の工場辺り抜けてしまった時に入ってくるのが考えられます。

**委員**

国際化の中で豊田市が自動車に特化したことを目指していくのか、駅前でも自動車を入れていくのか。

**委員**

駅前の通行量は増加しています。

## 委員

中心市街地の商圈や距離を問題などしっかり見た上で考えなければいけないです。某商業施設以上のものはないので、完全に競合し厳しいです。コンパクトシティの概念が地域の狭いところなのか、名古屋を中心として岡崎と距離を置く形成なのか、現在はその辺りの概念が極めてあいまいですので整理しなければいけません。

## 事務局

そのレベル感だとか、ここは高事なものだとか特色あるものとかという話になってきます。通常は、拠点地域核は日常生活に必要なものという分けがあります。そういったところに、どれだけのインセンティブ、例えば補助金を入れて受け入れていくのか、あるいは別の手法を考えていくのか交通と一体的なワンストップを図っていくのか、少なくとも必要などころには手を打っていき、国の補助金が使えるところには活用し、地域ごとにそのレベル感は違うのかなと思います。ただ、名鉄の複線化で名古屋との時間距離を何とか40分にしようとする話もしております。乗降客の増える見込みのある駅周辺では今度、考えていかなければいけません、住宅や商業が張り付いてくるか分かりません。

## 事務局

奨励金は大きな金額でもありますので、しっかりした位置付けのものでやっていきたいと思えます。

### (2) 次期商業振興プランの個別施策について

## 事務局

②③の施策方針の個別施策の中身や方向性についてご意見をお願いします。資料はサンプルであり、実施主体や支援方法、補助金額、限度額をまとめていき、交付要綱に落とし込みたいと考えています。

#### (個別施策「商店街の店舗経営維持の促進」(案)について説明)

提言書の内容を議会へ説明する中で、店舗の継続維持というのは、中山間地域と旧豊田市地域内では、状況が違うのではないかと、地域特性にあった取組みが必要でないかというご意見をいただきました。店舗の経営維持、新たな後継者を見つけてお店を続けて住宅化を防ぐという施策は必要ではないか、こういった取組みを行っていくことが必要なのか3つの案を持って方向性を考えていきたいと思えます。

方向性と内容についてご意見願います。

## 委員

個別施策の取組項目についてご意見願います。方向性は商業振興のためにということでもあります。

## 事務局

他市町の事例などご存知であれば教えていただきたいです。

## 委員

マッチングシステムを作っていくというのは、非常に大事なことだと思っておりますが、検討していく段階から補助をしていただけるということですか。

例えば商工会議所がマッチングシステムを作っていきますという段階で支援が受けられるかということですか。今回の中心市街地活性化協議会で呼んでくる講師の先生を招き、宅建業者を引っ張り込んで仕組みを作っていくと動いた人に、これだけお金が出るから一生懸命動いてくれと言えるのか。本格的に動かしていくとするのならプロを入れていくしか手段がないわけで、そういう関わりを持って仕組みとしてしまうか。この辺の話は補助してしまった後にどのように運用されていくのかというところが、とても心配であります。初めての事業で、半年で人がいなくなってしまう、創めて入れたことは良いが、補助金の体質から3年のしほりがあるのではないのでしょうか。どう責任を取るのか、大家さんが責任取るわけにはいかないだろうし、今までの事例も含めて、今までやってきた空き店舗事業の問題点をどうフォローしてやっていくのか整理していただいた方が良くと思います。

#### 事務局

具体的にどのようなマッチングをしていくのか、注意点を踏まえて制度設計していきたいと思っております。

#### 委員

この部分は民間に任せておいた方がいいのだということであれば、会議所などに掛かりの費用を出しておいて民間の中で行っていったほうが会議所としても怖くないかと思っております。

春日井のTANEYAさんの事例のように管理人がいれば良いが、仕組みが構築されなければ危なくて仕方ないです。

#### 事務局

まずは、その部分を今後やっていこうと考えています。補助金はその部分の対象とせずに行こうと思っております。

#### 委員

覚王山アパートは空きアパートで参考となるかと思っております。

#### 事務局

中心市街地において、空き店舗を解消するということが目的なのか、その地域で新しい商業サービス業を興していくというのを中間におくのか考え方を整理していきたいと思っております。その手法、やり方をどうするのか、誰が何を担っていくのか行政としてプロセスしていきたいです。みなさんに出来るべき場を設定して動いていただいた上で事実的に行っていただきたい、将来、あるべき姿かなと思っております。

通常、今まで行ってきた空き店舗活用に関してどうしても緊急で集中してやらなければいけない事業、北地区のオープンを目指してそれまでにこういった業種を入れていきたいとかあると思っております。補助金を使うものと使わないものの線引きを行っていただきたいです。

#### 委員

丸亀商店街や長浜商店街の仕組みの情報を取った方が良いかと思えます。

#### 委員

過去に丸亀の関係者が豊田に来ていただいたり、現地に視察に行ったことがあります。

#### 事務局

空き店舗にさせない、商売として維持していただきたい。今の仕組みでは、まちづくり会社が自分で借りてまちづくりに必要な業種を受け入れる方式で取組んでいます。これからは、中心市街地はもちろん、地域の商店街に拡げていこうとした時に、商店街がOKすれば受け入れる形なのか、地元がどういったものが必要だから呼んでくるのか。そのために自分たちが取り組むことができるものと、行政から支援を受けなければならないこと、主体性をどう持たしていくの。提言いただいた中でも、みんなが支えていく仕組みづくりは、地域の商店街等が自分たちの地域をどうしていこうと思ってやっていただくこと、それを地域の人が支えていくこと、そんなことができる仕組みに持っていけないと厳しいと思えます。まちづくり会社は中心市街地にはありますが、郊外にはありません。事業のスキームやあり方について、地域の人が主体となって動いていく仕組み、仕掛けを作っていないと、行政はお金を出したけど、半年経ったら出て行ってしまいましたということを見るとこちらも怖いです。

#### 委員

店主がすんなりと物件を貸していただける形が生まれれば、その物件を募集して65歳で年金暮らし、やる気のある方に商売をしていただく。住んでいる人たちは、外部の人が来て楽しく過ごしていければ良いという感覚の人が多いです。年金をいただければ生活もできます。65歳であれば70歳までの5年間限定の条件を付ければ良いかと思えます。やる気のある方ですので、かなり頑張られるかと思えます。年齢ではないかと思えます。

#### 委員

やる気のある方をどう呼んでくるのか、あと家主が不安と思ひ貸してくれなかった事例があったが、不安と思ひた理由は何だったのかその辺りを探る必要があるかと思えます。貸主のほうも快く貸していただける仕組みを考えていけないかと思えます。まちなかで行っているのは、まちづくり会社が間に入るから貸しますよということです。しかし、街中、そんな店ばかりになっては困ってします。何か担保が取れる仕組みがないかということです。貸す人も安心して貸すことができる、商店街も借りて貸すことができる仕組みが大事です。そういう状況の中でやる気のある人を結びつけば良いかと思えます。

#### 委員

そういったものを商店街組合が担っていかなければ、厳しいかと思えます。名古屋のタクシードライバーは3分の1が年金をもらっている方です。そうしないと、車が余ってしまいます。商売をやりたいという年金受給者もいるかと思えます。

**委員**

この問題は農地の問題に似ているかと思いました。農地は他人に貸したがるらない、耕作者がいなくなって耕作放棄地になる問題があります。市が間に入って契約を結んで10年間農地を借りるという制度で農業を始めました。安心して物件を貸すことができる制度ができると、やり易くなるのかと思いました。

個人対個人では、なかなか難しいです。

**委員**

最初は市に入っていました。実績を踏めば1対1で契約をすることができます。

**委員**

マッチングの中に公的な要素を持った、まちづくり推進機関のようなものを商工会議所だとか商工会が主体となって組織を立ち上げ、出来てからは宅建協会や業者を入れながら進めていけば良いが、担保の問題は難しいです。

**委員**

長者町商店街では、繊維が衰退して空き店舗が増えたが、現在は飲食店が入り賑わっています。なぜ、飲食店が入ってきたのか、きっかけは何だったのか、衰退していた時にトリエンナーレなど芸術の取組みを行っていました。

**委員**

中小企業診断士の審査をしていただいて、5年間の損益計算書や決算書などを提出していただく必要があります。個人的にお願いしたいのは、商店街の組合、商工会がその斡旋したら、補助金の中の消費税に該当する部分を商工会や商店街組合に補助金として出していただきたいです。そうすれば、間接経費が入ってきますので、動くことができます。原資がないと厳しいです。

**事務局**

役割を担っていただく、その中でヒット&ペイのように成功報奨ではないが、そういった繋がったものに、動いていただいたものにある程度の経費を支援できる仕組みを考えていきたいです。

**委員**

最初だけで良いかと思います。あと、民間で回るようになれば、飲食店等が勝手に入ってきます。そのポテンシャルまで上げるために何をすべきなのか、桜町や一番街商店街のようなところに、まずは呼び水なようなところに何が出来るかということです。ずっと支援していくのは大変なことであります。制度を動かす支援が必要です。

**事務局**

持続可能性がないと、いけないなと思います。持続可能にならないものは支援できないと思います。

**委員**

持続可能な原資を市が出していただければ回っていくという仕組みであれば公的資金を投入する意味があります。

**事務局**

商業活性化推進交付金は、他のところでも活用したいということであれば、プランを考えるとということも対象となります。

**委員**

定期借地権契約で期限を定める必要はあります。  
四軒家の取組みは、参考になるかと思います。

**委員**

都市のほうでは、某不動産会社が間に入っています。

**委員**

先日、多治見の商店街に行き、空き店舗マッチングの仕組みをしっかりと作りたいという相談であったが、まちづくりと市でそれぞれ紹介システムを持っており、来た人がどちらに相談して良いか分からず、一元化しないといけないということで、まちづくりが市から補助をいただいて仕組みを構築するという話になりました。結局は単年度補助なので、岡崎のまちゼミのように三法良しでなければいけないです。まちづくり会社に利益がないかと聞くと利益はないと言います。例えば、ホームページの更新をしようとするのと人件費がかかり、いろいろと手間がかかってくると物件について情報を収集しようとするのと聞きにかなければなりません。となってくると、本来業務があって人数がたくさんいれば良いのですが、限られた人数になるとこれをやろうとするのは至難の業です。現在、商店街に行っているのはまちづくり会社にとってメリットで何なんだろうと先に考えた方が良いでしょうと、立ち上げたのは良いですが2年目から続きませんよということです。不動産業ではないので手数料をとることはできませんが、見返りがないと上手くいかないのかなと思います。

**事務局**

三法良しをどう作っていくかですね。

**委員**

切口として、どんなメリットがあるのか考えることです。メリットがあれば、おそらく事業は上手くいくかと思います。事業主体は儲かるか儲からないかということだと思います。お金がないと継続事業になりません。最低限は回るねというお金をどう作るかということです。

**委員**

実行性のあるものでなければ議会にも説明ができませんよね。

**事務局**

市は勝手に書いていますが、誰がやってくれるのか確認する必要があります。

**事務局**

空き店舗の後継者の部分であるが、合併地区の商店の話を知ると、おじいさんやおばあさんが経営している店が多く、今直ぐやめようというお店が多い。生物を置いている冷蔵庫が壊れてしまった際に辞めてしまうとか、息子が帰ってくるか分からない中で、直接的な支援、備品購入に支援するなど店舗の構えを多少、改築するのに支援することが出来ないのかという話がありました。それは、先ほどの話で、その後、息子が帰ってきてお店をやるという保証もない、いつまで健康でいられるか分からない中で、直接的な支援が望まれるケースが多く、その辺りはどうなのかと思いました。

#### 委員

備品を購入した時に商工会が絡むのかどうかということです。おじいさん、おばあさんがもうお店を辞めますという時に、次にお店を続ける人を入れますという担保にやっていく仕組みしかないかと思います。そんなところばかりであるのなら、支所の駐車場を使ってコンビニを誘致すればという案があります。

#### 事務局

延命化のための補助になる可能性があります。それが、大事だという人もいます。

#### 委員

それによって恩恵を受ける人がいるのなら、延命しなければいけません。公共サービスだという話になります。

10年間は、店の形体を変えずに続けること、その後は次の人が店を続けないと備品の補助は出来ないかと思います。

#### 事務局

岐阜県の県境の集落では、おじいさんは車の免許を廃止にしてからは、岐阜県の生協の宅配を利用しているとの話を聞きました。

通常であれば、減価償却分は補助金返還になります。

#### 委員

一番、そこの地域であったやり方を考えれば良いかと思います。

#### 委員

商工会議所や商工会を対象に、年明けから公募のある小規模事業者補助金ですが、販路開拓でチラシやのぼり、和式トイレを洋式に変えるなど、現状の課題を踏まえてある意味、少し新しいことをしますと、切口を変えて新しいことであれば採択されます。完全な改装は難しいですが、レイアウトの変更となると、3分の2の上限50万円の支援が受けられます。改装は資産計上されるので商工会などは止めてくれと言います。経営革新的な補助もあります。

#### 委員

市の行う補助は、県と同じような補助でなければいけないということですか。

#### 事務局

そうではないです。

#### 委員

使いにくいから、あまり成果が出ていないのかと思います。本当はチラシやのぼり等ではなく、違うことをやりたかったと思います。国の補助で決まったことをやると、どうしてもそこまでのものしかできないです。そうではない部分を市が独自で支援できるシステムができると良いかと思います。

申請はしやすくして、審査を厳しくして成果が上がるようにしたいです。成果主義でいきたいです。それができなければスキームを変える必要があります。

#### 委員

セミナーも人づくりの話もいっしょだと思いますが、ただセミナーをやってそれでよしではダメです。セミナーに出た人は、ここまでは実践に取り組んでいただくなどしっかりしていけないといけないと思います。

今までのセミナーを見ていると、人数あわせで出席してわいわいガヤガヤ、講師と話して次からは忘れてしまっている、これではダメです。どういう風にやったら答えが出るのか、そういったセミナーが必要です。名商連のメールマガジンを見ていると、その後の取組みがしっかりとあがってきていました。一人3千円ずつ会費を集めて運営しています。講演会を聞いて答えを出せる人が出席しなければ意味がありません。

意欲ある次世代のリーダーだということであれば、自費を持って次は何をしていくのだと意気込みが必要です。

#### 委員

四日市の商店街で、全国商店街支援センターの事業で商人塾というものを受けて、現在、自分がコーディネーターという形で携わっています。実際に来る人たちは無料で、5回シリーズで事業を行う前後のヒアリングがあります。何を聞きたいのか、それをどう生かしていきたいのかという部分でBDCAを上手く回さないといけないと思いました。

商店街の計画づくりはあるが、個店の計画づくりも必要かと思います。計画があれば補助金も受けられることがあります。計画があることで個店の活性化が見込まれます。

#### 事務局

PDCAをどう上手く回すか。修了生であれば次のステップでインセンティブを与える、アドバイザーを派遣するなど何かを作っていないと、やりっ放しになってしまう今日の話は良かったで終わってしまいます。

#### 委員

それを豊田市で行うのか、商店街で行うのかです。どこが主体で行うかということです。豊田市は指導する立場やバックアップをするところはあると思いますが、自分たちでやるというスタイルでなければ、押しつけやらされた感ではダメです。必要としている人たちにどう支援ができるかということです。豊田市が行うという話ではないかと思います。

#### 委員

先ほど、事務局がおっしゃったように山間部のほうはお年寄りが経営されていて、備品の故障を機会に営業を辞めてしまうというのは、問題だと思います。地域の方は、その店が必要であれば何らかの支援は必要かと思います。お店が無くなればその地域の方は困ると思います。

#### 事務局

介護の問題はリアルであります。

今日の意見を踏まえて、12月中旬からパブリックコメントに向けて進めていきたいと思っております。プランについては個別に相談させていただき、調整させていただきます。

#### 委員

書類会議でも良いです。

### 5 連絡事項

提言後の関係団体との意見交換会の実施について（報告）

10月3日（金）6商工会管内

10月6日（月）豊田商工会議所管内

### 6 その他

特になし